

資料 1 白煙発生に係る既存知見・事例について（第 2 章事業計画関係）

1. 白煙発生に係る既存知見・事例

- ・白煙発生に係る既存知見・事例については、下記の（1）および（2）が挙げられます。
- ・評価書においては、これらの情報を参考に資料編に掲載します。

(1) 白煙発生日安に係る既存知見

気温と湿度および排ガス中の水分割合による白煙発生可能性に係る知見については、東京都武蔵野市の資料事例（東京都）がある。（「**2. 評価書での修正案**」参照）

排ガス中の水分量が多い場合、白煙発生頻度は増加すると考えられるが、本施設では排ガス中の水分量が少なくなる乾式処理を採用する方針であり、排ガス中の水分量は概ね 20%程度となると見込まれる。このとき、地域的な気温分布の相違は考えられるものの、白煙が発生しやすいのは気温の低い冬季前後（概ね 12 月～3 月頃）と想定される。

(2) 白煙発生実態に係る既存事例

本施設が位置する長浜市近傍に位置する滋賀県彦根市の彦根市清掃センターについて、白煙の発生状況が観察されている記録がある。（「**2. 評価書での修正案**」参照）

当該記録によると、観察が行われている春季～秋季（冬季以外）においては、白煙が視認されたのは令和 3 年 10 月 20 日午前の 1 回のみで、殆ど視認されていない。

2. 白煙発生に係る影響の程度について

- ・上記の事例より、白煙が発生しやすい時期は、年間でみると冬季前後に限定されると想定されます。
 - ・エネルギー回収を最大化する観点から、本施設では白煙の発生防止は行いませんが、白煙については、下記の対応により一定の低減が期待できると考えられます。
 - ✓ 排ガス処理には「乾式」を採用する方針である。「乾式」は「湿式」に比べて排ガス中の水分量が少なく白煙（水蒸気）の発生量が少ない。
 - ✓ 高効率無触媒脱硝を行う際には、還元剤の過剰噴霧が白煙発生の原因となることがあるため、還元剤の噴霧量に留意する。
 - ・なお、本環境影響評価における住民説明会や周辺住民等からの意見書、および既存の焼却施設（クリスタルプラザ）の稼働に対し、煙突からの白煙の低減を求める声はあがっていません。
- ⇒ 以上より、白煙が視認される程度（実質的な影響の程度）は小さいと考えます。
- ・なお、評価書の「**第 2 章 事業計画**」においては、排ガス処理に「乾式」を採用する方針であること（処理フロー図の修正含む）、および上記の対応を追記するとともに、白煙の概要および発生しやすい時期の説明を追記します。

（※「**2. 評価書での修正案**」参照）

2. 評価書での修正案

【 本 編 】

3) 施設整備計画

① 焼却施設およびバイオガス化施設

(7) 処理方式

焼却施設の焼却処理方式は、施設整備基本計画における検討結果を踏まえ、「ストーカ式焼却方式」または「流動床式焼却方式」とする。

(イ) 処理フロー

焼却施設に係るごみ処理の参考フローを図 2.2-4 に示す。

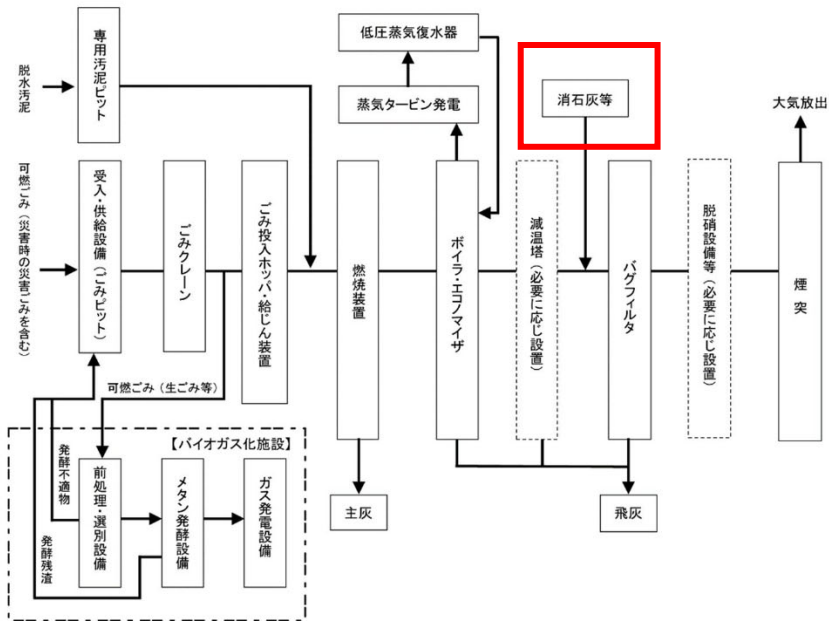


図 2.2-4 (1) 焼却施設およびバイオガス化施設の処理フロー図 (参考：ストーカ方式の場合)

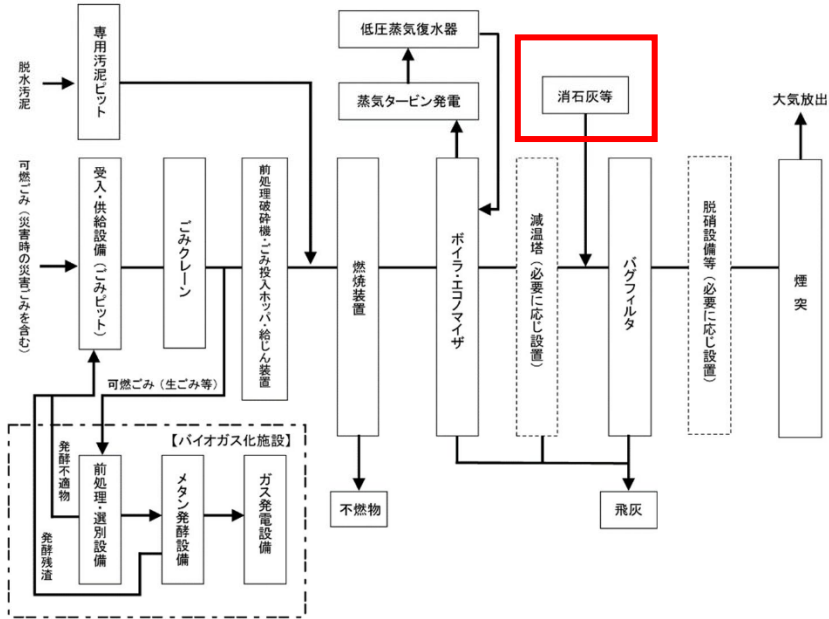


図 2.2-4 (2) 焼却施設およびバイオガス化施設の処理フロー図 (参考：流動床方式の場合)

(ウ) 各処理の概要

ア) 受入・供給設備

搬入されたごみは、計量機で計量した後、プラットホームよりごみピット内に投入する。ごみはピット内でクレーンにより均質になるように混合・攪拌し、ごみクレーンによりごみ投入ホッパに投入する。流動床方式の場合は、前処理破砕機により破砕後、ごみ投入ホッパに投入する。

イ) 焼却設備

ごみ投入ホッパに投入されたごみは、焼却設備によって焼却処理する。焼却設備は、ごみ投入ホッパ・給じん装置・焼却装置・助燃装置等で構成される。

焼却装置では、ごみ層への空気供給を均一に行い、ごみを連続的に攪拌し、焼却後の灰および不燃物の排出を行う。

ロ) 焼却ガス冷却設備

焼却ガス冷却設備は、ごみの燃焼によって生じた高温の焼却ガスを安全かつ効率よく処理できるように適正な温度まで降下させるために設置する。冷却方式はごみの焼却熱を有効に回収・利用するため「燃熱ボイラ」とする。本設備は、ボイラ、エコマイザや必要に応じて減温塔で構成される。

エ) 排ガス処理設備

排ガス中の有害物質を指定濃度以下となるよう排ガス処理設備において処理する。

焼却ガスは、焼却ガス冷却設備において適正な温度まで冷却された後、有害ガス除去装置（硫黄酸化物、塩化水素、ダイオキシン類）、バグフィルタ（ばいじん、水銀、ダイオキシン類）、脱硝設備（窒素酸化物）等により処理を行う。

排ガス処理には「湿式」と「乾式」があるが、「乾式」は「湿式」と異なり排水が発生せず、排水処理設備のコンパクト化や上水使用量等のコスト低減が期待できる他、排ガス再加熱用蒸気使用量を削減でき、エネルギー回収の観点からも有効であることから、本施設では「乾式」を採用する方針とする。

なお、エネルギー回収を最大化する観点から、本施設では白煙¹の発生防止は行わないが、白煙については、下記の対応により一定の低減が期待できると考えられる。

- ・ 上記のとおり、排ガス処理には「乾式」を採用する方針である。「乾式」は「湿式」に比べて排ガス中の水分量が少なく白煙（水蒸気）の発生量が少ない。
- ・ 高効率無触媒脱硝を行う際には、還元剤の過剰噴霧が白煙発生の原因となることがあるため、還元剤の噴霧量に留意する。

オ) 余熱利用設備

焼却処理に伴う廃熱は、ボイラによって蒸気とし（エネルギー回収）、蒸気タービン発電機によって発電する。その後、蒸気は蒸気復水設備によって、循環利用する。

なお、現時点で想定する発電容量、エネルギー回収率等の概要は、以下に示すとおりである。

	焼却施設	バイオガス化施設
発電容量	約 3,000kW 級	約 750kW 級
エネルギー回収率	18%以上	

¹ 白煙とは、排ガスに含まれる水分が外気に触れて冷えることで凝結し、細かな水滴となることで見えるものであり、健康影響を与えるものではない。気温が低いと発生しやすく、また湿度が高い（空気中の水分が多く飽和しやすい）と発生しやすい。なお、白煙が視認されやすい時期は、既往知見および事例（資料編 第1章 事業計画関係および関係地域 1.1 煙突排ガスに係る白煙発生状況に係る事例等 参照）によると気温の低い冬季前後に限られ、年間において視認される時期は限定的と想定される。また、本施設および既存の焼却施設（クリスタルプラザ）の稼働に対しても、煙突からの白煙低減を求める地域住民の意見等は挙がっていない。

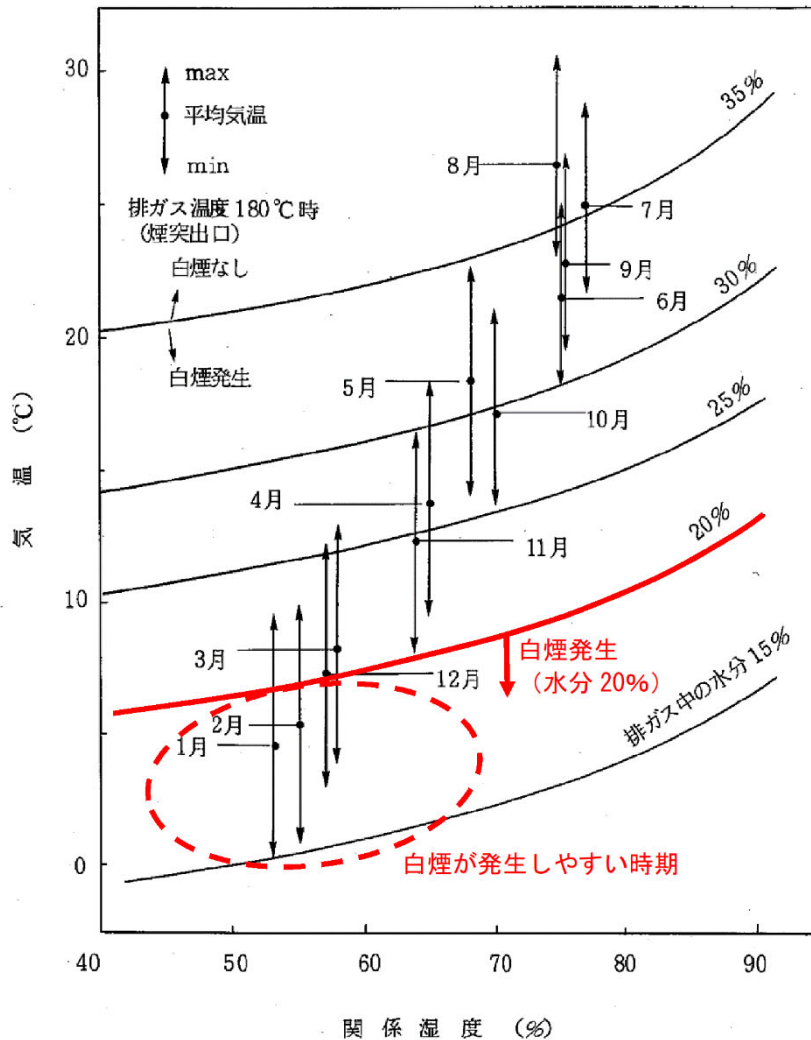
第1章 事業計画関係および関係地域

1.1 煙突排ガスに係る白煙発生状況に係る事例等

(1) 白煙発生目安に係る既存知見

気温と湿度および排ガス中の水分割合による白煙発生可能性については、図 1-1 に示す知見（東京都武蔵野市）がある。

排ガス中の水分量が多い場合、白煙発生頻度は増加すると考えられるが、本施設では排ガス中の水分量が少なくなる乾式処理を採用する方針であり、排ガス中の水分量は概ね 20%程度となると見込まれる。このとき、地域的な気温分布の相違は考えられるものの、白煙が発生しやすいのは気温の低い冬季前後（概ね 12 月～3 月頃）と想定される（図 1-1 参照）。



出典：東京都武蔵野市資料を元に一部加工

図 1-1 水蒸気白煙生成状況図（東京）

(2) 白煙発生実態に係る既存事例

本施設が位置する長浜市近傍に位置する滋賀県彦根市の彦根市清掃センター（下記参照）について、白煙の発生状況が観察されている記録がある（彦根愛知犬上広域行政組合提供情報）。

当該記録によると、観察が行われている春季～秋季（冬季以外）においては、白煙が視認されたのは令和3年10月20日午前の1回のみで、殆ど視認されていない。

- <彦根市清掃センター（焼却施設）の概要>
- ・ 焼却方式：機械化パッチ・ストーカ式
 - ・ 処理能力：90t/日
 - ・ その他：排ガス処理方式は乾式、白煙防止無し

表 1-1 白煙の観察状況事例（彦根市清掃センター）

観察時期 ^{注)}		観察状況写真（例）	
		午前	午後
春季	令和3年5月 7日～13日（7日）		
夏季	令和3年7月 8日～14日（7日）		
秋季	令和3年10月 14日～20日（7日）		

注) 各日午前中（9:00頃）及び午後（12:00～15:00頃）の2回

資料：彦根愛知犬上広域行政組合提供情報

資料 2-2 風速に係る静穏区分の説明

1. 静穏の区分およびその理由

- ・既存資料（斎場整備に係る生活環境影響調査）、現地調査（本環境影響評価）における静穏の区分およびその理由は下表に示すとおりです。
- ・評価書での説明記載案（修正案）は次ページに示すとおりです。

表 静穏の区分およびその理由

	静穏 (Calm) の区分	理 由
既存資料 (斎場整備に係る生活環境影響調査)	0.3m/s 未満	「湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業に係る生活環境影響調査検討書」では、気象庁の静穏区分 (0.3m/s 未満) で整理されているため。
現地調査 (本環境影響評価)	0.4m/s 以下	本環境影響評価では、「窒素酸化物総量規制マニュアル」および「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」に基づく予測を実施していることから、これらのマニュアルに基づく無風の区分 (0.4m/s 以下) で静穏を区分しているため。

2. 評価書での修正案

3.2 自然的状況

3.2.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 一般的な気象の概況

1) 対象事業実施区域付近における既往調査結果

対象事業実施区域付近の気象状況については、「湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業に係る生活環境影響調査検討書」（平成31年2月、湖北広域行政事務センター）における実測値がある。対象事業実施区域付近における気象測定概要を表3.2-1に、測定結果を表3.2-2に、風配図を図3.2-1に、測定地点を図3.2-2に示す。

これによると、既往測定地点（長浜市木尾町）における年間の月別平均気温は0.5℃から27.0℃、月別平均湿度は68%から82%の間で推移している。年平均風速は1.6m/sであり、卓越風として、西方向と西北西方向の湖風が観測されている。一方、年間を通じて南寄りの風は少ない傾向にある。また、月別平均日射量は、0.26～0.88MJ/m²、月別平均放射収支量は0.04～0.65MJ/m²で推移している。

表 3.2-1 対象事業実施区域付近における気象測定概要

測定地点	測定項目	測定高さ	測定期間
長浜市木尾町	気温・湿度	地上 1.5m	平成29年12月1日（金）～ 平成30年11月30日（金）
	風向・風速	地上 10.0m	
	日射量	地上 1.5m	
	放射収支量	地上 1.5m	

注1) 気象の測定方法は、「地上気象観測指針」（平成14年3月、気象庁）による。

注2) 測定地点の地盤高さは、標高約103.5mである。

出典：「湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業に係る生活環境影響調査検討書」（平成31年2月、湖北広域行政事務センター）

表 3.2-2 対象事業実施区域付近における気象測定結果

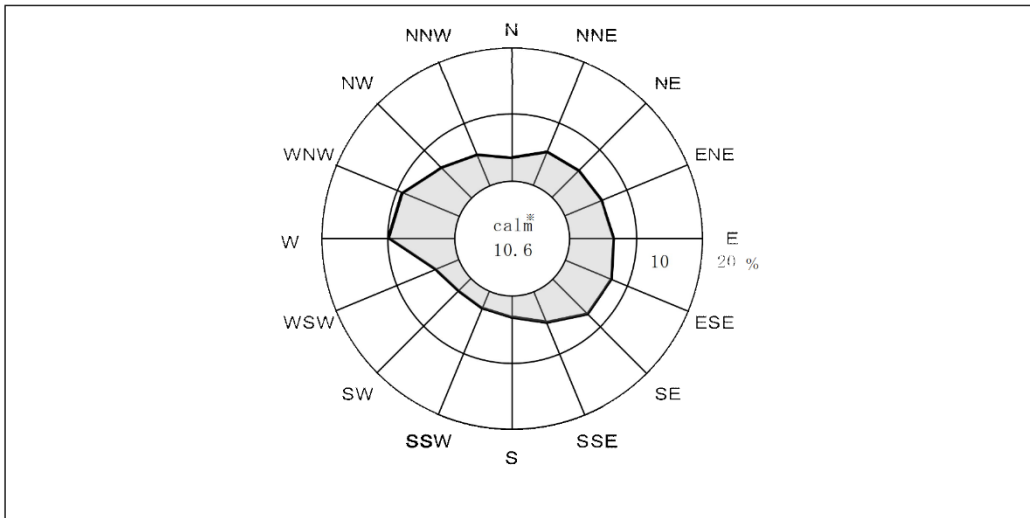
測定項目	単位	平成29年	平成30年											年間	
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
気温（月別平均値）	℃	3.4	1.3	0.5	8.0	13.6	17.4	21.1	27.0	27.0	21.5	15.9	10.6	14.0	
湿度（月別平均値）	%	80	81	77	70	68	69	75	73	72	82	77	79	75	
風向 風速	最多風向	方位	W	NW	W	WNW	W	W	W	ESE	W	SE	WNW	SE	W
	出現頻度	%	9.8	10.5	8.9	15.1	13.2	11.2	11.3	12.0	11.6	10.1	9.0	8.5	9.8
	静穏率 ^{注3)}	%	9.4	12.6	13.4	8.9	6.4	6.0	5.3	11.4	11.6	11.8	14.7	16.0	10.6
	平均風速	m/s	1.6	1.6	1.4	2.2	2.1	1.7	1.7	1.6	1.6	1.2	1.4	1.2	1.6
日射量（月別平均値）	MJ/m ²	0.26	0.28	0.48	0.64	0.73	0.76	0.81	0.88	0.86	0.47	0.50	0.39	0.59	
放射収支量（月別平均値）	MJ/m ²	0.06	0.04	0.06	0.30	0.38	0.45	0.53	0.65	0.60	0.29	0.26	0.15	0.32	

注1) 気象の調査方法は、「地上気象観測指針」（平成14年3月、気象庁）による。

注2) 測定地点の地盤高さは、標高約103.5mである。

注3) 静穏は、風速が0.3m/s未満であることを示す。（「湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業に係る生活環境影響調査検討書」では、気象庁の静穏区分（0.3m/s未満）で整理されている。）

出典：「湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業に係る生活環境影響調査検討書」（平成31年2月、湖北広域行政事務センター）



注1) ※ : calm (静穏率) は風速が 0.3m/s 未満であることを示す。(「湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業に係る生活環境影響調査検討書」では、気象庁の静穏区分 (0.3m/s 未満) で整理されている。)

注2) 対象事業実施区域付近における1年間の風向 (平成29年12月1日～平成30年11月30日)

出典 : 「湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業に係る生活環境影響調査検討書」
(平成31年2月、湖北広域行政事務センター)

図 3.2-1 対象事業実施区域付近における風配図

2) 気象

① 地上気象

(7) 対象事業実施区域内

地上気象の調査結果を表 8.1-26 に示す。

通年における最多風向は東北東の風、風速の期間平均は 2.1m/s、日平均値の最高値は 5.5m/s、静穏率は 4.2%、日射量の期間平均値は 0.15 kW/m²、放射収支量の期間平均は 0.082 kW/m² であった。

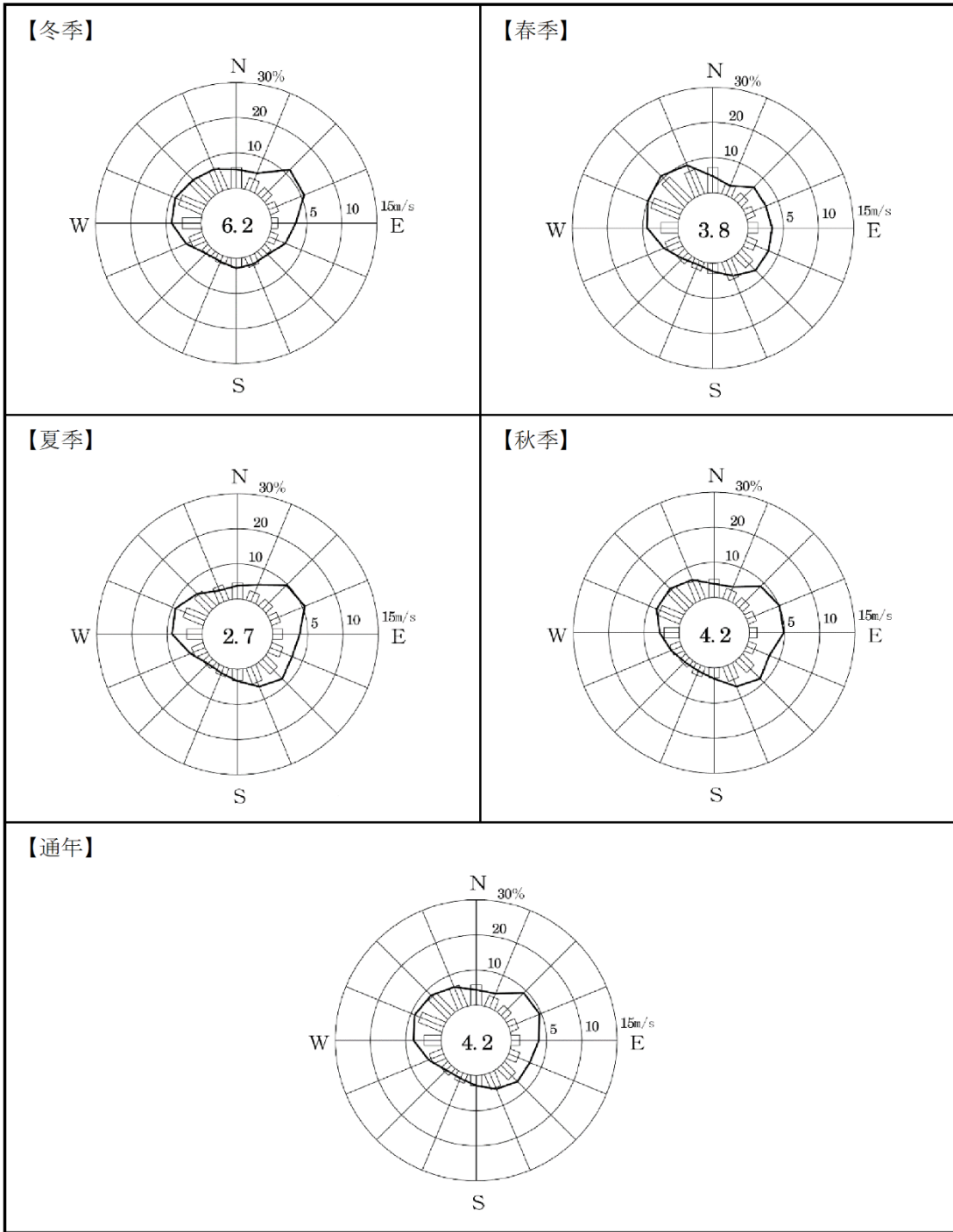
風配図を図 8.1-4 に示す。冬季は北東の風、春季は北西の風、夏季および秋季は東北東の風が卓越していた。

表 8.1-26 地上気象観測結果（通年）

項目		季節				通年	
		冬	春	夏	秋		
風向	最多風向 (16 方位)	NE	NW	ENE	ENE	ENE	
	出現頻度 (%)	11.5	10.9	10.7	10.1	9.5	
	静穏率 (%) ^{注1)}	6.2	3.8	2.7	4.2	4.2	
風速 (m/s)	期間平均	2.0	2.5	1.9	1.9	2.1	
	最高値	日平均	5.5	4.9	3.7	5.3	5.5
		1 時間値	9.5	10.7	9.1	8.1	10.7
日射量 (kW/m ²)	期間平均	0.09	0.19	0.19	0.13	0.15	
	最高値	日平均	0.19	0.34	0.34	0.26	0.34
		1 時間値	0.72	1.20	1.08	0.93	1.20
放射収支量 (kW/m ²)	期間平均	0.029	0.105	0.124	0.069	0.082	
	最高値	日平均	0.121	0.193	0.211	0.182	0.211
		1 時間値	0.645	0.974	0.866	0.763	0.974
気温 (°C) *	期間平均	1.8	13.0	25.1	16.0	14.0	
	最高値	日平均	7.5	22.1	30.2	26.0	30.2
		1 時間値	13.4	28.6	36.1	30.8	36.1
湿度 (%) *	期間平均	79	69	73	79	75	
	最高値	日平均	91	91	91	92	92
		1 時間値	93	93	93	95	95

注1) 静穏は、風速0.4m/s以下の割合を示す。(本環境影響評価では、「窒素酸化物総量規制マニュアル」および「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」に基づく予測を実施していることから、これらのマニュアルに基づく無風の区分(0.4m/s以下)で静穏を区分している。)

注2) ※: 気温、湿度は「湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業に係る生活環境影響調査検討書」記載の対象事業実施区域内における平成30年の調査結果(平成29年12月1日(金)～平成30年11月30日(金))をとりまとめている。



注1) 風配図の実線は風向出現頻度(%)、棒線は平均風速(m/s)を示す。
 注2) 風配図の円内の数字は「静穏」を表し、風速0.4m/s以下の割合を示す。(本環境影響評価では、「窒素酸化物総量規制マニュアル」および「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」に基づく予測を実施していることから、これらのマニュアルに基づく無風の区分(0.4m/s以下)で静穏を区分している。)

図 8.1-4 風配図 (通年)

(イ) 四季観測地点

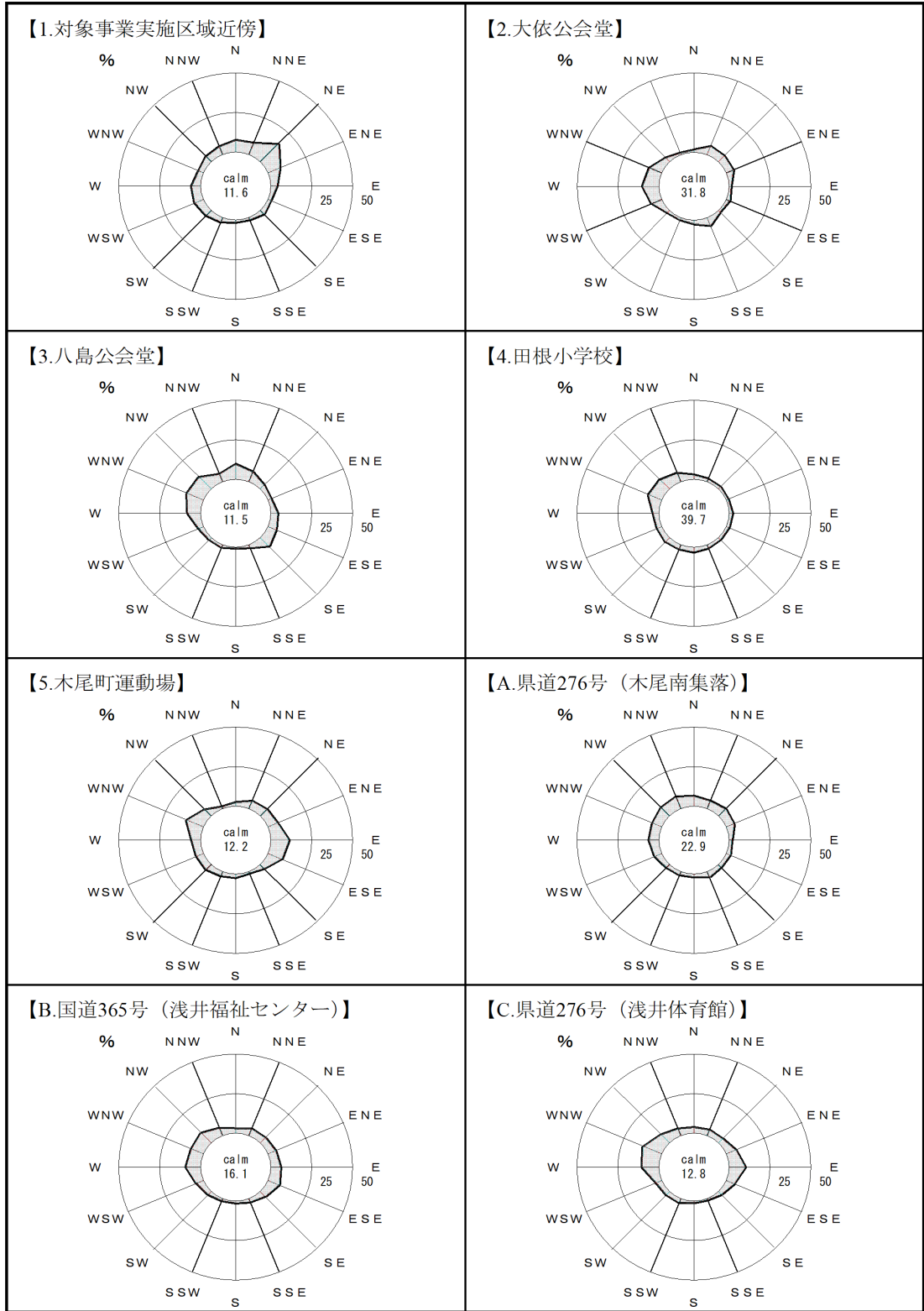
四季観測地点における地上気象の調査結果を表 8.1-27 に、風配図を図 8.1-5 に示す。

四季観測地点における風速の期間平均は 0.9~1.7m/s、日平均値の最高値は 1.9~3.3m/s、静穏率は 11.5~39.7%であった。1.対象事業実施区域近傍は北東、2.大依公会堂は西、3.八島公会堂は西北西、4.田根小学校は西北西、5.木尾町運動場は東、A.県道 276 号（木尾南集落）は北北西、B.国道 365 号（浅井福祉センター）は西、C.県道 276 号（浅井体育館）は西北西の風が卓越する結果であった。

表 8.1-27 地上気象観測結果（四季）

項目		1. 対象事業 実施区域 近傍	2. 大依公会 堂	3. 八島公会 堂	4. 田根小学 校	5. 木尾町運 動場	A. 県道 276 号（木尾 南集落）	B. 国道 365 号（浅井 福祉セン ター）	C. 県道 276 号（浅井 体育館）	
風向	最多風向（16 方位）	NE	W	WNW	WNW	E	NNW	W	WNW	
	出現頻度（%）	16.2	10.4	11.3	9.1	11.6	8.3	9.4	12.6	
	静穏率（%） ^{注）}	11.6	31.8	11.5	39.7	12.2	22.9	16.1	12.8	
風速 （m/s）	期間平均	1.6	1.1	1.5	0.9	1.5	1.2	1.7	1.7	
	最高値	日平均	2.3	2.3	3.0	1.9	2.8	2.8	3.3	3.1
		1 時間値	6.6	5.2	5.7	4.9	6.2	5.8	6.7	7.0

注）静穏は、風速0.4m/s以下の割合を示す。（本環境影響評価では、「窒素酸化物総量規制マニュアル」および「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」に基づく予測を実施していることから、これらのマニュアルに基づく無風の区分（0.4m/s以下）で静穏を区分している。）



注) calm は「静穏」を表し、風速 0.4m/s 以下の割合を示す。(本環境影響評価では、「窒素酸化物総量規制マニュアル」および「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」に基づく予測を実施していることから、これらのマニュアルに基づく無風の区分 (0.4m/s 以下) で静穏を区分している。)

図 8.1-5 風配図 (四季)

資料 2-3-2 煙突高さ 80mでの煙突ダウンウォッシュ、建物ダウンウォッシュ予測の修正について

1. 煙突高さ 80mでの短期予測結果

- ・ 環境影響評価の直接的な対象である「焼却施設」を対象に、煙突高さ 59m での予測で想定した排ガス条件および建屋形状等を考慮して、煙突高さ 80m の場合の短期濃度の予測を追加実施しました。
- ・ また、煙突ダウンウォッシュ、建物ダウンウォッシュの予測については、煙突高さ 59m での煙突排ガス予測に係る第 2 回審査会での追加意見を踏まえて見直しを行いました。
- ・ なお、煙突高さ 80m に係る当該予測については、煙突高さ 59m での予測において最も焼却施設の影響が大きかった気象条件を対象としました。
- ・ その結果、他の短期予測の結果と同様に、80m案に比べ 59mでは排ガスの寄与濃度は高くなる傾向が見られるものの、いずれの項目も環境基準等に基づき設定した環境保全目標値を満足することが確認できました。(評価書(案)抜粋 参照)
- ・ これらより、大気質の影響の観点では、いずれの案についても、環境基準等に基づき設定した環境保全目標値を満足することを重視し、準備書と同様にいずれの案も同等と評価しました。
- ・ 評価書においては、上記の短期濃度の予測・評価結果についても記載します。

(次ページ以降の**評価書(案)抜粋**参照)

2. 評価書での修正案（評価書（案）抜粋）

<準備書 P. 13-3～>

13.1.3 複数案間の評価結果

建造物等の構造に関する計画段階配慮事項（大気質・景観）の複数案間の評価結果を表 13-2 に示す。

なお、計画段階環境配慮書においては、大気質の予測は長期平均濃度を対象に行ったが、短期濃度で見ると煙突高さの違いによる影響の差異が大きくなる可能性がある。そこで、本環境影響評価書の作成にあたっては、「8.1 大気質 8.1.2 予測および評価 (4) 施設の稼働に伴う大気質への影響（存在・供用）」に示す煙源条件（排ガス負荷大）および施設建造物の形状等の条件に基づき、「焼却施設」の影響に係る短期濃度（1時間値）の予測も追加実施し、その結果も踏まえて煙突高さの違いによる影響を再評価した。各案の短期濃度の予測結果は、表 13-3～表 13-7 に示すとおりである。

計画段階配慮事項（大気質・景観）に係る影響の予測・評価の結果、大気質については、A 案（煙突高さ 59m）および B 案（煙突高さ 80m）により、特に短期濃度については寄与濃度に一定の差異が見られるものの、いずれの項目も環境基準等に基づき設定した環境保全目標値を満足することから、いずれの案も同等と評価した。一方、景観については、眺望点からの眺望において B 案（煙突高さ 80m）の方が A 案（煙突高さ 59m）に比べ、煙突部分の仰角および垂直視角の程度が若干大きくなるため、A 案（煙突高さ 59m）の方が相対的に優位と評価した。

以上の検討結果を踏まえ、煙突高さは 59m とする計画とすることとした。

表 13-2 総合評価（建造物等の構造）

項目	A 案（煙突高さ 59m）		B 案（煙突高さ 80m）	
大気質	配慮書に示した長期平均濃度の予測結果は、B案に比べ排ガスの寄与濃度は若干高くなる傾向が見られるが、将来濃度はB案と同等であるほか、現状の環境濃度からの変化は小さく、環境基準を満足する。	○	配慮書に示した長期平均濃度の予測結果は、将来濃度はA案と同等であるほか、現状の環境濃度からの変化は小さく、環境基準を満足する。	○
	短期濃度の予測結果は、B案に比べ排ガスの寄与濃度は高くなる傾向が見られるが、いずれの項目も環境基準等に基づき設定した環境保全目標値を満足する。		短期濃度の予測結果は、A案に比べ排ガスの寄与濃度は低くなる傾向が見られ、いずれの項目も環境基準等に基づき設定した環境保全目標値を満足する。	
景観	主要な眺望点から施設（煙突）が視認されるが、伊吹山系のスカイラインの切断や景観資源の眺望の変化も生じないため、眺望景観への影響は小さい。	○	主要な眺望点から施設（煙突）が視認されるが、伊吹山系のスカイラインの切断や景観資源の眺望の変化も生じないため、眺望景観への影響は小さい。 ただし、眺望点における煙突部分の仰角および垂直視角は、A案に比べ若干大きくなる。	△

注) ○：環境影響の観点で優位である △：環境影響の観点で相対的に劣る

表 13-3 短期濃度の評価結果（一般的な気象条件時）

項目	1 時間値						環境保全 目標値
	A 案（煙突高さ 59m）			B 案（煙突高さ 80m）			
	寄与濃度 ①	バックグラウンド濃度 ②	予測結果 ①+②	寄与濃度 ①	バックグラウンド濃度 ②	予測結果 ①+②	
二酸化硫黄 (ppm)	0.0021	0.013	0.015	0.0018	0.013	0.015	0.1 以下
二酸化窒素 (ppm)	0.0027	0.021	0.024	0.0022	0.021	0.023	0.1 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0007	0.077	0.078	0.0006	0.077	0.078	0.20 以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0071	0.0084	0.016	0.0060	0.0084	0.016	0.6 以下
塩化水素 (ppm)	0.0021	0.001	0.003	0.0018	0.001	0.003	0.02 以下
水銀及びその化合物 (µgHg/m ³)	0.0021	0.004	0.006	0.0018	0.004	0.006	0.04 以下

注) ※1：気象条件 風速1m/s、大気安定度A
 ※2：有効煙突高さ A案154m、B案178m

表 13-4 短期濃度の評価結果（上層逆転層発生時）

項目	1 時間値						環境保全 目標値
	A 案（煙突高さ 59m）			B 案（煙突高さ 80m）			
	寄与濃度 ①	バックグラウンド濃度 ②	予測結果 ①+②	寄与濃度 ①	バックグラウンド濃度 ②	予測結果 ①+②	
二酸化硫黄 (ppm)	0.0044	0.013	0.017	0.0036	0.013	0.017	0.1 以下
二酸化窒素 (ppm)	0.0055	0.021	0.027	0.0044	0.021	0.025	0.1 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0015	0.077	0.079	0.0012	0.077	0.078	0.20 以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.015	0.0084	0.023	0.012	0.0084	0.020	0.6 以下
塩化水素 (ppm)	0.0044	0.001	0.005	0.0036	0.001	0.005	0.02 以下
水銀及びその化合物 (µgHg/m ³)	0.0044	0.004	0.008	0.0036	0.004	0.008	0.04 以下

注) ※1：気象条件 風速 1 m/s、大気安定度A
 ※2：有効煙突高さ A案154m、B案178m

表 13-5 短期濃度の評価結果（煙突ダウンウォッシュ発生時）

項目	1 時間値						環境保全 目標値
	A 案（煙突高さ 59m）			B 案（煙突高さ 80m）			
	寄与濃度 ①	バックラ ント濃度 ②	予測結果 ①+②	寄与濃度 ①	バックラ ント濃度 ②	予測結果 ①+②	
二酸化硫黄 (ppm)	0.0007	0.013	0.014	0.0004	0.013	0.013	0.1 以下
二酸化窒素 (ppm)	0.0009	0.021	0.022	0.0005	0.021	0.022	0.1 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0002	0.077	0.077	0.0001	0.077	0.077	0.20 以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0023	0.0084	0.011	0.0013	0.0084	0.010	0.6 以下
塩化水素 (ppm)	0.0007	0.001	0.002	0.0004	0.001	0.001	0.02 以下
水銀及びその化合物 (µgHg/m ³)	0.0007	0.004	0.005	0.0004	0.004	0.004	0.04 以下

注) ※1：気象条件 風速12.7m/s、大気安定度C（煙突高さ59mにおいて焼却施設の影響が最も大きい大気安定度とした。）
 ※2：有効煙突高さ A案59m、B案80m

表 13-6 短期濃度の評価結果（建物ダウンウォッシュ発生時）

項目	1 時間値						環境保全 目標値
	A 案（煙突高さ 59m）			B 案（煙突高さ 80m）			
	寄与濃度 ①	バックラ ント濃度 ②	予測結果 ①+②	寄与濃度 ①	バックラ ント濃度 ②	予測結果 ①+②	
二酸化硫黄 (ppm)	0.0017	0.013	0.015	0.0012	0.013	0.014	0.1 以下
二酸化窒素 (ppm)	0.0021	0.021	0.023	0.0014	0.021	0.022	0.1 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0006	0.077	0.078	0.0004	0.077	0.077	0.20 以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0055	0.0084	0.014	0.0037	0.0084	0.012	0.6 以下
塩化水素 (ppm)	0.0017	0.001	0.003	0.0012	0.001	0.002	0.02 以下
水銀及びその化合物 (µgHg/m ³)	0.0017	0.004	0.006	0.0012	0.004	0.005	0.04 以下

注) ※1：煙突高さ59mにおいて焼却施設の影響が最も大きい気象条件（気象条件 風速2.5m/s、大気安定度A）とした。
 ※2：投影面積 投影面積5,112m²
 ※3：有効煙突高さ A案101.5mm、B案129.2m

表 13-7 短期濃度の評価結果（フュミゲーション発生時）

項目	1 時間値						環境保全 目標値
	A 案（煙突高さ 59m）			B 案（煙突高さ 80m）			
	寄与濃度 ①	バックグラ ウンド濃度 ②	予測結果 ①+②	寄与濃度 ①	バックグラ ウンド濃度 ②	予測結果 ①+②	
二酸化硫黄 (ppm)	0.0114	0.013	0.024	0.0064	0.013	0.019	0.1 以下
二酸化窒素 (ppm)	0.0131	0.021	0.034	0.0076	0.021	0.029	0.1 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0038	0.077	0.081	0.0021	0.077	0.079	0.20 以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.038	0.0084	0.046	0.0215	0.0084	0.030	0.6 以下
塩化水素 (ppm)	0.0114	0.001	0.012	0.0064	0.001	0.007	0.02 以下
水銀及びその化合物 (µgHg/m ³)	0.0114	0.004	0.015	0.0064	0.004	0.010	0.04 以下

注) ※1：気象条件 風速 1 m/s、大気安定度E相当

※2：有効煙突高さ A案150m（逆転層高さ150m）、B案200m（逆転層高さ200m）

資料 2-4 施設騒音予測に係る外壁条件情報について**1. 施設騒音予測で考慮した外壁条件**

- ・第 2 回審査会資料（資料 2-10）に示した、施設騒音予測で考慮した外壁条件（部材割合）の情報は、評価書本編および資料編に掲載します。（次ページ参照）

2. 評価書（本編・資料編）での修正案

【 本 編 】

カ) 壁の透過損失

壁、床、天井、屋根、窓等開口部に使用する部材の透過損失は、表 8.2-28 に示す条件を考慮した。

コンクリートは焼却施設工場棟および各施設の1階または地下階の内壁・外壁、ALC板は2階以上の内壁・外壁を基本とした。また、グラスウールは防音設定の内壁、ガルバニウム鋼板は屋根、窓・シャッター・扉・ガラリーについては外壁での使用を考慮した。

なお、各施設における壁、窓等の外壁に使用する部材の割合は、資料編3.2に示した。

表 8.2-28 使用部材の透過損失

単位：dB

部材	周波数 (Hz)						
	125	250	500	1K	2K	4k	平均
コンクリート	33	40	49	54	60	66	50.3
ALC板	31	32	29	37	46	51	37.7
コンクリート+グラスウール	37	42	42	50	68	68	51.2
ALC板+グラスウール	37	42	42	50	68	68	51.2
ガルバニウム鋼板	21	26	32	38	39	40	32.7
窓	22	24	27	29	29	30	26.8
シャッター・扉	26	26	28	32	38	43	32.2
ガラリー	28	28	17	21	26	29	24.8

資料：「騒音制御工学ハンドブック[資料編]」（平成13年、社団法人日本騒音制御工学会）

ク) 壁の吸音率

壁、天井、屋根、窓等開口部に使用する部材の吸音率は、表 8.2-29 に示す条件を考慮した。

表 8.2-29 使用部材の吸音率

部材	周波数 (Hz)						
	125	250	500	1K	2K	4k	平均
コンクリート	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02
ALC板(t100)	0.06	0.05	0.07	0.08	0.09	0.12	0.08
グラスウール	0.15	0.52	0.84	0.80	0.70	0.81	0.64
ガルバニウム鋼板	0.13	0.11	0.07	0.03	0.04	0.05	0.07
窓	0.35	0.25	0.18	0.12	0.07	0.04	0.17
シャッター・扉	0.13	0.12	0.07	0.04	0.04	0.04	0.07
ガラリー	0.13	0.11	0.07	0.03	0.04	0.05	0.07

資料：「騒音制御工学ハンドブック[資料編]」（平成13年、社団法人日本騒音制御工学会）

ク) 予測高さ

予測位置における予測高さは、地上 1.2m とした。

【 資料編 】

3.2 騒音

3.2.1 施設の稼働に伴う騒音の影響（存在・供用）

1) 予測

① 予測の基本的な手法

(7) 予測条件

ア) 外壁に使用する部材の割合

外壁に使用する部材の割合は、表 3.2-1(1)～(2)に示す条件を考慮した。

表 3.2-1(1) 外壁における部材の割合（焼却施設・バイオガス化施設・リサイクル施設）

		南	西	北	東
1 階部分	コンクリート（壁）	14.1%	15.3%	14.9%	17.6%
	窓	—	0.02%	0.01%	0.05%
	シャッター・扉	3.4%	2.7%	2.6%	0.3%
2 階以上	コンクリート（壁）	80.4%	74.9%	79.1%	79.6%
	窓	1.6%	2.4%	2.4%	1.6%
	シャッター・扉	0.5%	0.4%	0.4%	0.9%
	ガラリ	—	4.4%	0.7%	—

注) 数字の小数点未満は四捨五入してあるため、合計が 100%にならない場合がある。

表 3.2-1(2) 外壁における部材の割合（汚泥再生処理センター）

		南	西	北	東
1 階部分	コンクリート（壁）	24.2%	27.8%	30.5%	24.9%
	窓	4.9%	1.0%	1.2%	2.3%
	シャッター・扉	4.0%	4.1%	0.7%	6.1%
	ガラリ	0.3%	0.6%	0.9%	—
2 階以上	コンクリート（壁）	62.6%	62.4%	61.4%	57.1%
	シャッター・扉	4.0%	2.3%	—	—
	ガラリ	4.0%	1.9%	5.3%	9.6%

注) 数字の小数点未満は四捨五入してあるため、合計が 100%にならない場合がある。

資料 2-5 施設騒音予測に係る防音設定について**1. 施設騒音予測で考慮した防音設定の記載**

- ・ 第 2 回審査会資料（資料 2-10）に示していた「防音室設定」の表現は、「防音設定」に修正します。
- ・ また、評価書では、「防音設定」の説明として、次ページに示す注釈を記載します。

2. 評価書での修正案

表 8.2-27 騒音発生源の騒音レベル

No.	施設	機器名称	台数 (台)	騒音レベル ^{※1} (dB)	稼働時間	備考 ^{※2}
1	焼却施設	機器冷却水冷却塔	1	95	24 時間	
2		ごみクレーン	2	112	24 時間	
3		低圧蒸気復水器	2	101	24 時間	防音設定
4		ろ過式集じん器	2	93	24 時間	
5		押込送風機	2	98	24 時間	防音設定
6		脱臭ファン	2	100	24 時間	
7		灰クレーン	1	95	24 時間	
8		誘引送風機	2	109	24 時間	防音設定
9		空気圧縮機	4	110	24 時間	防音設定
10		排ガス循環ファン	2	93	24 時間	
11		二次送風機	2	100	24 時間	防音設定
12	焼却施設/バイオガス化施設	破砕装置	2	98	6~22 時	
13	焼却施設	可燃性粗大ごみ処理装置	1	100	9~17 時	
14		エアカーテン	2	84	9~17 時	
15		蒸気タービン発電機	1	93	24 時間	防音設定
16		蒸気タービン	1	102	24 時間	防音設定
17		脱気器給水ポンプ	2	110	24 時間	
18		プラント用水揚水ポンプ	2	90	24 時間	
19		混練機	2	90	24 時間	
20		機器冷却水ポンプ	2	95	24 時間	
21		ボイラ給水ポンプ	2	110	24 時間	
22		ストーカ駆動装置 ^{※3}	2	112	24 時間	防音設定
23	焼却施設/バイオガス化施設	破砕選別装置	2	105	24 時間	
24	焼却施設	排水処理設備用ブロウ	2	90	24 時間	
25	バイオガス化施設	バイオガス発電機	2	121	24 時間	防音設定
26		脱水装置	1	85	24 時間	
27		発酵槽投入ポンプ	1	94	24 時間	
28		脱臭ファン	1	82	24 時間	
29	リサイクル施設	ごみクレーン	1	87	9~17 時	
30		粒度選別機	1	85	10~15 時	
31		磁選機	1	89	10~15 時	
32		アルミ選別機	1	83	10~15 時	
33		排風機	1	95	9~17 時	
34		貯留バンカ	3	81	10~15 時	
35		高速回転式破砕機	1	108	10~15 時	防音設定
36		低速回転式破砕機	1	98	10~15 時	防音設定
37		低速回転式破砕機油圧ユニット	1	100	10~15 時	防音設定
38		不燃・粗大ごみ受入ホッパ	2	104	10~15 時	
39	汚泥再生処理センター	高濃度臭気ファン	1	87	24 時間	
40		低濃度臭気ファン	1	83	24 時間	
41		曝気ブロウ	1	90	24 時間	防音設定
42		真空ポンプ	1	80	24 時間	

注) ※1: 騒音レベルは、機側1m地点の値である。

※2: 後掲の表 8.2-28および表 8.2-29に示す「ガラスウールによる防音効果」を見込んだ設備機器を示す。

※3: 流動床方式ではNo.22は「受入ごみ破砕機 (2台: 80dB)」となるが、騒音レベルが下がること、建屋内の中央付近の配置であり影響は小さいことから、ストーカ方式による上記設備機器で予測を実施した。

資料 6 予測結果区分に係る具体的な判断基準の説明・追記案

1. 予測方法の記載の変更

- ・ 審査会でのご指摘を踏まえ、評価書では、予測方法を説明する箇所において、影響の大きさによる 4 段階の区分の考え方を記載します。
- ・ 評価書での修正内容は次ページに示すとおりです。（本資料では動物のみ例示）

<評価書での修正案>

① 予測の基本的な手法

動物の重要な種の予測方法を表 8.7 60 に示す。

なお、予測結果は、影響の大きさにより「影響は極めて大きい(AA)」、「影響を受ける(A)」、「影響は小さい(B)」、「影響は極めて小さい、または、影響はない (C)」の4段階に区分した。

表 8.7 60 重要な種の影響要因と予測方法

影響要因		予測方法
工 事 の 実 施	土地の 改 変	<ul style="list-style-type: none"> ・確認した重要な種の繁殖環境および生息環境と事業計画を重ね合わせるにより、各種の繁殖環境および生息環境の改変の程度を予測する方法とした。 ・改変の程度が重要な種に与える影響について、事例の引用または解析により定性的に予測した。 ・4段階の影響区分の考え方は以下のとおりとした。注) (AA)：繁殖環境の改変の程度が大きい。 (A)：周辺に繁殖環境が広く残存するものの、繁殖環境の一部が改変を受ける。 (B)：生息環境の一部が改変を受ける。 (C)：生息環境の一部が改変を受ける可能性があるものの、対象事業実施区域内で個体の確認はない、または、生息環境の改変を受けない。
	土地の改 変に伴う 水の濁り および水 の汚れ	<ul style="list-style-type: none"> ・「8.6 水質」および「資料編 第3章 3.2水質」における土地の改変に伴う水質（水の濁り、水の汚れ）への予測結果をもとに、工事排水の流入が想定される水路や河川に分布する重要な種の生息環境の変化の程度を予測する方法とした。 ・変化の程度が重要な種に与える影響について、事例の引用または解析により定性的に予測した。 ・4段階の影響区分の考え方は以下のとおりとした。 (AA)：生息環境が著しく悪化する。 (A)：生息環境が変化する。 (B)：生息環境が変化するものの、その程度は小さい。 (C)：生息環境はほとんど変化しない、または、変化しない。
	重機の 稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・確認した繁殖場所や生息地と重機の稼働範囲の位置関係や地形条件等から、生息環境の静寂性への変化の程度を予測する方法とした。 ・変化の程度が重要な種に与える影響について、環境省の猛禽類の保護指針等の引用により定性的に予測した。 ・4段階の影響区分の考え方は以下のとおりとした。 (AA)：繁殖場所の静寂性が大きく変化すると考えられ、繁殖が阻害される。 (A)：繁殖場所の静寂性が変化すると考えられ、繁殖活動に変化が生じる恐れがある。 (B)：繁殖場所の静寂性が変化すると考えられるものの、繁殖活動に変化が生じる可能性は低い。 (C)：繁殖場所の静寂性が変化する可能性があるものの、変化の程度は極めて小さい、または、繁殖場所の静寂性は変化しない。

注) 対象事業実施区域内で繁殖を確認した種（繁殖の可能性がある種を含む）は(AA)または(A)とし、調査地域内での繁殖環境の改変割合が50%以上の場合は(AA)に、50%未満の場合は(A)に区分した。また、対象事業実施区域内で繁殖の確認がなかった種は、対象事業実施区域内の生息環境で実際に個体を確認した場合は(B)に、対象事業実施区域内に生息環境が分布するものの対象事業実施区域内で個体の確認はなかった種、または、対象事業実施区域内に生息環境が分布しない場合は(C)に区分した。なお、繁殖環境の改変割合の数値（50%）は明確な知見に基づいたものではなく、本地域および本事業に係る影響予測で採用した目安である。

2. 種別予測結果の記載の修正

- ・種別の予測結果の記載は、影響区分の考え方の見直しに基づき修正します。
- ・評価書での修正内容は以下に示すとおりです。

<評価書での修正案>

種名	予測結果	影響区分
ナゴヤダル マガエル	<ul style="list-style-type: none">・本種は、早春季、春季、夏季及び秋季に対象事業実施区域内を含む調査地域内外の水田や水溜まりで多数を確認した。対象事業実施区域内を含む広い範囲で幼生や幼体を確認したことから、調査地域で繁殖している。・対象事業実施区域の水溜まりは、本種の繁殖環境となっている。周辺には同様の繁殖環境が広く残存するものの、繁殖環境の一部が改変を受ける。このため、本種は影響を受けると予測した。	A

資料 7 動植物の環境保全措置に係る具体の追記

1. 環境保全措置の記載の追加

- ・評価書では、環境保全措置の内容について、具体的な方法を注釈で補足します。
- ・修正内容は以下に示すとおりです。（本資料では動物のみ例示）

<評価書での修正案> (赤字：追加記載内容)

表 8.7 66 環境保全措置の検討内容

環境影響要因	環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
土地の改変	地形改変の最小化	工事施工ヤードは対象事業実施区域内を利用するなど、土地の不要な改変を避ける。
	指定希少種の保護・個体の移殖	敷地内に生息するトノサマガエル、ナゴヤダルマガエル（指定希少種）、シュレーゲルアオガエル、コオイムシ、コガムシを工事前に敷地外に移殖 ^{注)} する。この時、他に確認した水生生物も可能な限り移殖する。
	侵入防止	個体の移殖実施後は、速やかに水域に土砂を搬入し ^{注)} 、水生生物の敷地内への再侵入を防止する。
	調整池の設置	敷地内の雨水を調整池に集めて沈砂後に下流河川へ放流する。
	調整池の浚渫	調整池における濁水の沈降機能が維持されるよう、定期的な土砂の抜き取りなど適切な対応に努める。
	地下水湧出量の抑制	地下躯体工事箇所の掘削工事においては遮水矢板を打設するなどにより、地下水の湧出量（排水量）を抑制する。
重機の稼働	速やかな転圧等	造成の終わった法面等は、速やかな転圧または養生シートでの地表面の被覆等を行う。
	低騒音型建設機械の採用	建設工事に使用する重機（建設機械）は、低騒音型の建設機械を採用するよう努める。

注) 移殖先は、調査地域付近に広く分布する対象種の生息適地とする。また、移殖時期は、工事工程と調整のう え、ナゴヤダルマガエル等カエル類の繁殖阻害を避けるために繁殖時期後から捕獲効率の下がる越冬時期前 までの期間（5月～10月頃の期間）を基本とし、移植実施後は、速やかに水域に土砂を搬入する。ただし、 越冬時期に土砂を搬入する場合は、越冬時期直前に移殖を実施する。

以上

資料 8 景観の環境保全措置（郷土樹種について）の評価書記載追加

1. 環境保全措置の記載の追加

- ・評価書では、環境保全措置のうち郷土樹種に係る記載を追記します。
- ・修正内容は以下に示すとおりです。

<評価書での修正案> (赤字：追加記載内容)

表 8.7 66 環境保全措置の検討内容

環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
周辺景観環境との調和	建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施す。 なお、植栽樹種の選定にあたっては、郷土樹種の導入にも可能な限り留意する。
「長浜市景観まちづくり計画」に従った景観対応	建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討にあたっては、「長浜市景観まちづくり計画」に示された「行為の制限の基準」を採用する。

以上

資料 9 事後調査について（予測の不確実性、環境監視調査の追加）

1. 事後調査を行わない理由の修正（P. 2、P. 4 参照）

- ・評価書では、「10.1 事後調査の検討」において、「滋賀県環境影響評価技術指針」に基づき、検討要件を一部追記します。
- ・また、「10.2 事後調査の検討結果」における事後調査を実施しない理由について、より丁寧な説明とするため、「環境影響評価項目の一部については、想定される予測条件に幅があるため、複数の予測条件を設定した幅のある予測結果となっているが、本環境影響評価で採用した予測の手法は、その予測精度に係る知見・事例等が十分に蓄積されているものであるため、この幅を大きく逸脱する可能性は小さいと考えられる」に修正します。

2. 環境監視調査（騒音）の追加（P. 3 参照）

- ・施設稼働騒音については、予測の不確実性は小さく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないと考えられることから、事後調査は実施しません。
- ・ただし、自主的な環境監視調査として、「施設竣工後の敷地境界における騒音測定」を追加することとし、評価書に追記します。

3. 評価書での修正案

第10章 事後調査

10.1 事後調査の検討

本事業において選定した環境影響評価項目のうち、滋賀県環境影響評価技術指針に基づく以下のいずれかの要件に該当すると認められる場合において、**環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは**、本事業に係る工事の実施中および土地または工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の実施を検討**するもの**とした。

- ① 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ③ 工事の実施中および土地または工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ④ 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度および当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

10.2 事後調査の検討結果

本環境影響評価において、調査、予測および評価を行った結果、いずれの環境影響評価項目についても、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響は回避または低減が図られるとともに、基準または目標との整合性も図られると評価した。

そのうえで、事後調査の必要性について検討を行った結果、以下の理由より、事後調査は実施しないこととした。

- ・ **環境影響評価項目の一部については、想定される予測条件に幅があるため、複数の予測条件を設定した幅のある予測結果となっているが、本環境影響評価で採用した予測の手法は、その予測精度に係る知見・事例等が十分に蓄積されているものであるため、この幅を大きく逸脱する可能性は小さいと考えられる。**
- ・ 検討した環境保全措置の効果**は**知見が十分に蓄積されているものであると**考えられる。**

10.3 その他の調査（環境監視調査）

前記のとおり、条例に基づく事後調査は実施しないが、大気汚染防止法等の関係法令に基づき、表 10-1に示す環境監視調査として、排ガス濃度の測定を継続的に実施するほか、施設竣工時の騒音測定を行うなどにより、環境の状況を把握する。

なお、環境監視調査の結果や今後の実施設計に基づく施設の形状・色彩等については、別途、地域住民等への情報公開を行う。

表 10-1 環境監視調査（排ガス濃度・騒音測定）

環境要素	測定項目	測定頻度 ^{注1)}	測定位置
大気質	ばいじん	2 回/年	煙突排ガス
	硫黄酸化物	2 回/年	
	窒素酸化物	2 回/年	
	塩化水素	2 回/年	
	水銀	2 回/年	
	ダイオキシン類	1 回/年	
騒音	騒音レベル	1 回 (施設竣工後)	敷地境界 4 箇所

注1) 大気質については、大気汚染防止法等に基づく測定頻度に準拠。

2) 環境保全措置

① 環境保全措置の検討

施設の稼働に伴う大気質への影響（存在・供用）を回避・低減するために環境保全措置の検討を行った。検討内容は表 8.1-103 に示すとおりである。

表 8.1-103 環境保全措置の検討内容

環境保全措置の種類	環境保全措置の内容
排ガス処理設備	最新の排ガス処理設備を採用し、排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出抑制を行う。
運転管理の徹底	焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行う。
排ガス濃度等の情報公開	排ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開に努め、一般市民が本施設の運転状況を確認できるようにする。

② 環境保全措置の検討結果

環境保全措置の検討および検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容を表 8.1-104 に整理した。

表 8.1-104 環境保全措置の検討結果の整理

措置の種類	措置の区分	実施主体	保全措置の内容および効果	効果の不確実性	新たに生じる影響
排ガス処理設備	低減	センター	最新の排ガス処理設備を採用し、排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出抑制を行うことにより、煙突から排出される大気汚染物質による大気質への影響を低減できる。	なし	なし
運転管理の徹底	低減	センター	焼却炉の適切な燃焼管理を行うとともに、適切な監視を行うことにより、煙突から排出される大気汚染物質による大気質への影響を抑制できる。	なし	なし
排ガス濃度等の情報公開	低減	センター	排ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開に努め、一般市民が本施設の運転状況を確認できるようにすることで、大気質への不信感の抑制と市民の安心感が得られる。	なし	なし

3) 事後調査

想定される予測条件に幅があるため、複数の予測条件を設定した幅のある予測結果となっているが、採用した予測の手法は、その予測精度に係る知見・事例等が十分に蓄積されているものであるため、この幅を大きく逸脱する可能性は小さいと考えられること、採用する環境保全措置の効果は知見が十分に蓄積されていると考えられることから、事後調査は実施しない。